10月28日

10月28日(金)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮	下	成	美		2番	筧	本		語
3番	上	本	雄-	一郎		4番	亚	本	美	幸
5番	美	濃	英	俊		6番	古	居	俊	彦
7番	長	坂	実	子		8番	岡	野	数	正
9番	平	Ш	博	之	1	0番	酒	永	光	志
11番	沖		也、	†志	1	2番	沖	元	大	洋
13番	上	松	英	邦	1	4番	浜	西	金	満
15番	山	本	_	也	1	6番	吉	野	伸	康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳	周作	副市長	土手	三生
教育長	小野蕂	> 訓	総務部長	山本	修司
企画部長	奥田	修三	危機管理監	佐野	数博
市民生活部長	江郷	壱行	福祉保健部長	仁城	靖雄
産業部長	泊野	秀三	土木建築部長	水頭	顕治
教育次長	山井	法男	消防長	丸石	正男

企業局長 躍場 克之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長
 矢野 圭一

 議会事務局次長
 長原 範幸

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第1号 副議長の選挙

追加日程第1 議会運営委員の選任について

日程第5 報告第17号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決

定について)

日程第6 議案第60号 令和4年度江田島市一般会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第8 議案第49号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について

議案第50号	令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
	決算の認定について
議案第51号	令和3年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会
	計歳入歳出決算の認定について
議案第52号	令和3年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)
	特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号	令和3年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計
	歳入歳出決算の認定について
議案第54号	令和3年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の
	認定について
議案第55号	令和3年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決
	算の認定について
議案第56号	令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決
	算の認定について
議案第57号	令和3年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算
	の認定について
議案第58号	令和3年度江田島市水道事業会計余剰金の処分及び決
	算の認定について
議案第59号	令和3年度江田島市下水道事業会計決算の認定につい
	て
	議案第51号 52号 53号 53号 53号 53号 53号 53号 53号 53号 53号 53

開会 (開議) 午前10時00分

○議長(吉野伸康君) 皆さん、改めましておはようございます。議員の皆さん、また執行部の皆さん、御苦労さまでございます。また、傍聴される方、インターネットで傍聴されている皆さん、ありがとうございます。

ただいまから、令和4年第5回江田島市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

- O議長(吉野伸康君) 日程第1、諸般の報告を行います。 明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。 明岳市長。
- **〇市長(明岳周作君)** 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和4年第5回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝いたしております。また、早朝から臨時会の傍聴にお越しいただきました中国新聞社江田島支局楠支局長様に対し、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

秋晴れの気持ちのよい日が続いております。虫の音に秋の深まりを感じるとともに、朝夕空気も肌に冷たい季節になってまいりました。この夏猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症の第7波も、8月19日をピークに減少傾向を継続しており、広島県が8月12日に発出した医療非常事態警報も9月13日には解除され、全国旅行支援制度も10月11日からスタートをしております。

本市における月別感染者数も8月839人、9月417人、今月は10月26日現在54人と減少してきております。しかしながら、皆様には引き続き医療を守り行動制限を避けるためにも、一人一人が感染リスクを抑えるための取組をしっかりと行うことをお願いをいたします。

ウィズコロナの下で市民の皆様の御理解と御尽力によりまして、私たちの町をきらりと輝かせる、日常を取り戻す様々な取組が大きく動き始めておりますこと、私自身日増しに力強く感じてきております。

9月の4日、小用みなと公園等を会場に開催されましたETAJIMAイマナビフェスタinみなとオアシスえたじまでは、お子様連れの若い御家族を中心に、市内外から約3,000名の来場者でにぎわいました。このイベントは、地域おこし協力隊のプロモーション推進員の牛尾奈緒子さんが、本市の今を体感してもらうことを目的に企画したもので、ステージではバンドや市内4中学校の吹奏楽部による合同演奏ほか、9月ま

で本市の広報大使を務めていただいた矢野帆夏さんが登場し、会場に歌声を届けていただきました。

また、江田島コミュニティセンターでは、さとうみ科学館のさとうみに暮らす生き物の紹介展示や東京から本市へ移転したGeneLeafのプログラミングを学べる無料教室などもあり、大人も子供も楽しみながら本市の今を学んでいただく機会となりました。

このほか、市政報告書にございますとおり、10月13日には能美中学校で第37回 江田島市少年健全育成意見発表大会が開催され、10月16日には県立大柿高等学校を メイン会場として第35回ヒロシマMIKANマラソン大会、及びふれあい産業まつり が、そして10月22日には海上自衛隊第一術科学校でオータムフェスタ2022及び、 江田島湾海上花火大会が開催されました。コロナ禍にあって初めて開催したイマナビフェスタでは、市内外から訪れた多くの若い方々のにぎわいと新しい学びの形がございま した。中止・縮小開催を余儀なくされた少年健全育成発表大会では、本市の中学生の皆 さんの夢と希望、明るい未来をしっかりと感じることができました。

3年ぶりに開催されたMIKANマラソン・産業まつり・オータムフェスタ、そして本市の夜空を華やかに彩ってくれました海上花火大会、その全てが市民の皆様・関係機関・企業・団体の力を結集した、江田島市民総ぐるみの大切な絆を深める交流の場でございました。いずれの行事にも大切な開催の目的があり、大きな成果と次期開催への課題がございました。しかしながら、私は関係機関、団体の方々、市民の皆様の持つ底力、大きなポテンシャルを感じ取ることができました。

本市は来年11月1日には4町合併丸19年、そして新制江田島市として20年目のスタートを切ることとなります。本市の未来に羽ばたく子供たちのため、そして現在のまちづくりを支えてくださる全ての方々のために、引き続き市民の皆様の生活に寄り添い、求められる施策の実現に尽力してまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、本議会では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び台風14号に伴う漁港施設災害復旧事業についての補正予算につきまして、御審議をお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

9月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましては、市政報告書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

〇議長(**吉野伸康君**) 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

去る10月17日に酒永光志議員から一身上の都合により、10月27日付けで江田 島市議会副議長を辞職したい旨の願出があり、地方自治法第108条の規定により、これを許可しました。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(吉野伸康君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において14番 浜西金満議員、15番 山本一也議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長(吉野伸康君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

〇議長(吉野伸康君) 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。自席にて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番、宮下成美議員から議席順に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 宮下成美議員、2番 算本語議員、3番 上本雄一郎議員を指名いたします。

開票の立ち会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効ゼロ。

有効投票のうち平川博之議員、10票。

岡野数正議員、5票。

上松英邦議員、1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、平川博之議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選された平川博之議員、議場におられます。会議規則第32条第 2項の規定により当選の告知をいたします。

平川博之議員、当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長(平川博之君) 改めまして、皆様おはようございます。

このたび、皆様の推選をいただき、酒永前副議長の後任として副議長の任命を拝しました平川博之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これよりは吉野議長をしっかりお支えし、また皆様と共に江田島市の発展のため努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長(吉野伸康君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時23分)

(再開 10時50分)

〇議長(**吉野伸康君**) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に先立ち、先ほど平川博之議員から産業厚生常任委員会副委員長の辞任願が提出 され、委員会条例第13条の規定により、産業厚生常任委員会で許可されました。

なお、平川博之副委員長の後任には長坂実子議員が互選されましたので、報告いたします。

同じく、平川博之議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第1 4条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。 お諮りします。

平川博之議員が議会運営委員を辞任されたことに伴い、議会運営委員の選任について 日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任について日程を追加し、追加日程第1として議題することに決定しました。

追加日程第1 議会運営委員の選任について

○議長(吉野伸康君) 追加日程第1、議会運営委員の選任についてを行います。 欠員に伴う議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、 議長において美濃英俊議員を指名したいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時52分)

(再開 11時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に先立ち、先ほど議会運営委員会平川博之副委員長の後任には、長坂実子議員が 副委員長に互選されましたので、報告いたします。

日程第5 報告第17号

○議長(吉野伸康君) 日程第5、報告第17号 専決処分の報告について(和解及 び損害賠償額の決定について)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第17号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **〇土木建築部長(水頭顕治君)** それでは、報告第17号につきまして御説明いたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付しております。専決処分書によりまして御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島市江田島町小用で発生した車両損傷事故による損害について、相手方と和解し損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和4年9月14日午後1時頃、江田島市江田島町小用の市道小用2号線において、 経年劣化により変形した鉄ぶたに走行中であった相手方車両が接触し、当該車両のタイヤを損傷させたものでございます。なお、運転手にけがはなく、人的被害はございません。

- 2、和解の相手方は記載のとおりでございます。
- 3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は損害賠償金3万1,493円を支払うことで和解し、10月12日に専決処分を いたしました。なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております全国町村 会総合賠償補償保険により補塡いたします。

今回、このような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このような事故を起こさないよう市道のパトロールを強化し、事故の未然防止 に努める所存でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、報告第17号の報告を終わります。

日程第6 議案第60号

〇議長(吉野伸康君) 日程第6、議案第60号 令和4年度江田島市一般会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第60号 令和4年度江田島市 一般会計補正予算(第3号)でございます。

令和4年度江田島一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,575万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) それでは、議案第60号について、補正予算事項別明細書で御説明します。

事項別明細書の8、9ページをお願いします。

初めに歳入からです。

- 15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、価格高騰支援臨時特別事業費補助金の増額補正です。
- 22款1項市債、9目災害復旧事業債は、緊急自然災害防止対策事業債の増額補正です。

続いて歳出です。

今回の歳出補正予算は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増による家計への影響が大きい低所得世帯に対する支援給付金及び、先日の台風14号に伴う災害復旧費の補正を計上しています。

10、11ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、低所得世帯に対します電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び事務費の増額補正です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、5目漁港施設災害復旧費は、先日の台風14号の強風の影響により、美能漁港の係留施設のチェーンが切断し渡橋が落ちる恐れがあることから、これを復旧するための工事費の増額補正です。

予算書4ページにお戻りください。

第2表、地方債補正です。変更として、緊急自然災害防止対策事業債の1件をお願い しています。なお、12から14ページに給与費明細書、15ページに地方債の現在高 見込に関する調書をお示ししています。

事項別明細書の説明については、以上です。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- 〇保健福祉部長(仁城靖雄君) この補正予算の具体的な内容につきまして、別資料によりまして御説明をいたしますので、本日お配りをさせていただきましたA4用紙1枚もの、令和4年度江田島市一般会計補正予算(第3号)参考資料をお願いをいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてでございます。

1、趣旨でございます。

令和4年9月9日、国の物価賃金生活総合対策本部におきまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得者世帯・住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯5万円を支給する方針が示されたところでございます。そうしたことから、この国の方針に基づきまして、市では緊急支援給付金を支給するものでございます。

- 2、事業の概要でございます。
- (1)事業名は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支援事業で、10分の10、全額国庫負担でございます。
- (2)事業内容でございます。対象者は①といたしまして住民税非課税世帯、②といたしまして家計急変世帯で、予期せずに令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯でございます。

給付額は1世帯当たり5万円で、対象見込世帯数は4,000世帯でございます。予算措置といたしまして、予算額は合計2億270万円で、その内訳といたしまして給付

金であります事業費は2億円、事務費は270万円でございます。

受付方法でございます。①の非課税世帯の方に対しましては、市から送付された支給 要件確認書を提出していただくこととしております。また、②の家計急変世帯では、市 の窓口で収入状況などの聞き取りを行い、随時受付をするものでございます。まずは御 相談をいただければと思っております。

3、今後のスケジュールでございます。

今回の補正予算を可決していただければ、市ホームページに掲載するとともに、来月 11月9日には対象者の①の非課税世帯の方に支給要件確認書を送付させていただく予 定でございます。また、その確認書を市へ提出された方に対しまして随時支給をしてい くこととし、その第1回目を11月24日に予定をしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 岡野議員。

○8番(岡野数正君) それでは、ただいま福祉保健部長のほうから説明のありました参考資料、これの質問をさせていただきます。

まず事業内容、中段にあります事業内容のところで、対象者があります。家計が急変しというのがありますが、どのような具体的なお考えをお持ちなのか、これをお伺いしたいと思います。

それと、1世帯当たり5万円と。対象世帯数見込が4,000世帯というふうに見込まれております。これの根拠、なぜ4,000なのかっていうのをちょっとお示しいただきたいと思います。

それに受付方法のところで、いわゆる家計急変世帯に対する聞き取り等の実施をし、 社会福祉課で相談を受け付けるということが書かれておりますが、これはなかなか広報 をしっかりしないと、これはあくまでも相談に来た人、自分がこうこうこうでこういう 対象になっているから相談に行ってみようというふうなことを周知しないと、なかなか 分からないまま終わってしまう可能性があると。ホームページに載せますということを おっしゃいましたけれども、ホームページ・パソコンを見る人というのは、この江田島 市ではあまりそんなに多くはないというふうに思っております。ですから、広報紙等い ろんな機会を通じて、こういった家計急変世帯の条件とか対象というものを皆さんに周 知をして、少しでも広く対象となるように、生活困窮されている方の助けとなるように 制度を運用していただきたいと思います。

このちょっと3つの点についてお答えをいただきたいと思います。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- **〇保健福祉部長(仁城靖雄君)** 予期せずに家計が急変した世帯というものはどんなものに当たるかということでございます。

例えば、定年退職による収入が少なくなったりとか、事業をやっておりまして、その 事業の方が季節性があって途中の部分が少なくなっている、これは予定されておるとい うか予期されておるものですので、こういったもの以外につきましては家計急変世帯に 当たるということでございます。ですので、コロナの影響にある収入減でありますとか、 物価高騰で事業の収入が減になったりとか、そういったものについては全て該当すると 思っております。

ただし、これはあくまでも住民税非課税世帯と相当の収入、所得になるものに限るということでございますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の想定世帯を4,000世帯としていることでございます。

その根拠といいますと、これは昨年から実施をしております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金というのがございます。これは、1世帯10万円を支給する事業でございましたが、対象者がおおむね一緒でございますので、その実績値を算出したものでございます。

3点目の受付におきまして、家計急変世帯の広報をということでございます。

これは、先ほど言いましたようにホームページに、この予算を可決していただければすぐにホームページに載せようと思っております。そして、12月の広報紙に現在載せる予定としております。また、所得が少なくなって窓口に相談に来られる方、これ以外の方で生活困窮のために相談に来られる方もいらっしゃると思いますので、そういった窓口での広報等もしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 8番 岡野議員。
- ○8番(岡野数正君) はい、分かりました。

生活困窮されている方が、こういった制度があってちょっと市のほうへ相談してみようという、その気持ちが皆さん持てるようになれば非常に運用上いいことになろうかと思うんですが、多分知らないで終わってしまうという方が出てきそうな、そういった懸念もあります。ですから、広報をしっかりとしていただきたいというのが私の思いであります。

それに、これはいつまでが期限になっているんでしょうか。これをちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- **〇保健福祉部長(仁城靖雄君)** このたびの給付金につきましては支給要件確認書や、家計急変の場合ですと申請書を提出していただくこととなっております。その提出期限につきましては令和5年3月31日を、今年度末ですけれども、にする予定でございます。

なお、これは国から通知がありまして、国からの通知では期限は1月の31日までをするというのが基本となっています。あくまでも基本でございます。市では少しでも期間を、幅を設けるためにぎりぎり3月31日までを提出期限にしたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 8番 岡野議員。
- **○8番(岡野数正君)** 少し延ばして少しでも対象者を救おうという取組、ひとつよるしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号~日程第18 議案第59号

〇議長(吉野伸康君) 日程第7、議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入 歳出決算の認定についてから、日程第18、議案第59号 令和3年度江田島市下水道 事業会計決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

本12議案に関し、酒永光志決算審査特別委員長の報告を求めます。

○10番(酒永光志君) 江田島市議会決算審査特別委員会の委員長の10番議員、 酒永光志でございます。

決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

令和4年10月28日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

決算審查特別委員会委員長報告。

本委員会は、令和4年第4回江田島市議会定例会本会議2日目において付託された議案について、総務文教、産業厚生の2分科会に分割し、9月21日、22日に産業厚生分科会、9月26日、27日に総務文教分科会を開会し、慎重に審査した結果、個別意見・要望事項を附して全会一致で次のとおり決したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

1、審査した議案。

議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案 第59号 令和3年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案でご ざいます。

2、審査の概要。

本審査に当たっては、会計決算書及び附属書類・証書類は全て監査委員の審査済みであり、その意見書も提出されているが、計数的な面を含め、予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し適正にして公正かつ能率的に執行されたかどうか、あるいは、行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果を上げることができたか、行政効果の観点から審査を行いました。

3、審査の結果。

令和3年度の一般・特別及び各企業会計の決算認定等に当たっては、前述したような審査の着眼点に基づき、執行部から決算概要を聴取するとともに、決算審査意見書及び主要施策の成果に関する報告書等を参考に審査を行ったところ、一般会計・特別会計及び各企業会計決算は適法にして、かつ予算議決の趣旨を尊重しながら健全な財政運営に努められていると認められました。

よって、令和3年度一般会計、特別会計及び下水道事業会計決算については、全会一致で認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算については、全会一致で可決及び認定することに決しました。

なお、個別意見・要望事項は報告書に記載しているとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長(吉野伸康君) これをもって、酒永光志決算審査特別委員長の報告を終わります。

本12議案についての委員長報告は、意見をつけ、認定すべきであるとするものです。 これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、委員長への質疑は報告にあります委員会の経過と結果に対するものでございます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第48号 令和3年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の

報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第49号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号 令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第50号 令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号 令和3年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳 出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第51号 令和3年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号 令和3年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会 計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第52号 令和3年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計歳入 歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求 めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号 令和3年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第53号 令和3年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号 令和3年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第54号 令和3年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について、 委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第55号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定 について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第56号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第57号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号 令和3年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第58号 令和3年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号 令和3年度江田島市下水道事業会計決算の認定について討論を 行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第59号 令和3年度江田島市下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

閉会

○議長(吉野伸康君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和4年第5回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

(閉会 11時35分)

地方自治法123条第2項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員